

(長崎県からのお知らせ)



まだ、お持ちではありませんか？

長崎県の手数料納付方法は、キャッシュレス決済等へ移行しています。

県収入証紙の使用が終了します。

手数料の納付に証紙を使用できるのは、申請書類の提出・受付ともに**3月31日まで**に行われるものです。

<注意事項>

- ・右のような場合には、証紙以外の方法で手数料を納付のうえ、申請のやり直しとなります。
- ・証紙使用が終了する前に余裕を持って手続きをお願いします。

【申請窓口での手続き】

3月31日までに申請する予定で申請書（証紙貼付）を準備したが提出が4月1日以降になった。

【郵送での手続き】

申請書（証紙貼付）の発送は3月中に行ったが、到着が4月1日以降になった。

未使用の証紙は返還すると**払い戻し**されます。

証紙の返還 手続き

1. 手続きの流れ

- ① 長崎県のホームページ等で証紙返還申請書を入手します。
- ② 証紙返還申請書に必要事項を記載し、振込先が確認できる書面（通帳の写しなど）を準備します。
- ③ ②の証紙返還申請書等にお持ちの証紙を添えて、持参又は郵送します。

2. 申請書の持参、提出先

〒850-8570
長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県出納局会計課（本庁舎2階）

3. 注意事項

- ・払い戻し方法は、口座振込のみになります。
- ・申請から払い戻しまで1ヶ月程度のお時間をいただきます。
- ・売りさばき人の方は手続きが異なりますのでご注意ください。

4. その他詳細、申請書の入手先

長崎県ホームページ（右のQRコードをご利用ください。）
証紙の返還（令和7年1月以降） - 売りさばき人以外の方 -
※ホームページから入手できない場合は下記へお問い合わせください。



手数料の 納付方法

手数料の納付方法は以下のように変わりました。

1. オンラインでの納付
県の電子申請システムを利用してクレジットカードやコード決済、コンビニ決済（現金）で支払いができます。
2. 支払窓口での納付
振興局等の支払窓口でクレジットカード、電子マネーなどで支払いができます。
3. 手数料納付書で納付
県から交付を受けた手数料納付書を使用して銀行の窓口等で支払いができます。

詳細はこちら→
（これからの県の
手数料納付方法）

